

## < こんな時どうする 工事未払金 >

「工事費の未払額」。工事未払金の定義はいたって簡単です。しかし、会計に携わっている人には難しいようです。それは工事未払金に類似する科目が多いことと「工事費」の定義が曖昧なことに起因しています。工事未払金に該当するかどうかで、「経審」の点数に影響が出ますので、しっかりと確認しておきたい事項です。



まず、工事未払金に類似する科目について考えてみましょう。

### < 工事未払金 >

工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。）ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。

### < 未払金 >

固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で履行期が決算期後1年以内に到来すると認められるもの

### < 未払費用 >

未払給与手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額（建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件）



この科目の中でどこに入れるかになるわけですが、誤った考えに従って区分している例も見られます。

まず、未払費用です。誤った考えは、「費用（役務提供等）の未払額は未払費用、物（物品の購入等）の未払額は未払金」という考えです。この考えに従うと、外注費の未払額は未払費用、材料費の未払額は工事未払金というようになります。

費用の未払額は、未払費用？



工事費に関する未払額は  
どう考えればいいの？  
継続的役務提供・・・

- 予告 -  
次回は「工事費」について  
説明いたします。

しかし、未払費用は「一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものをいう。」（企業会計原則注解5）とされており、次の条件で判断します。従って、未払費用になるのは、給料支給計算期間の締め日経過後期末までの給料、最後の返済期日経過後期末までの支払利息、地代家賃の未払額などです。

未払費用の要件

**継続的役務提供契約により**

**役務の提供を受けていること**

**時の経過に伴いすでに当期の費用として**

**発生しているものであること**

**支払期日がまだ到来していないので**

**債務が確定していないこと**

**（確定債務でないこと）**

**確定債務**

**（相手の給付が完了し債務が確定したもの） 未払金**

Y点の点数にどれだけ影響があるかは分かりませんが、正しい決算に努めたいものです。（次月号へつづく）

WISENET編集部 松村 清(税理士)

弊社 100%出資子会社 **ワイズ公共データシステム株式会社** < 経営状況分析申請 > 受付中！！  
 詳しい資料請求はこちらまで **お電話 < 026-232-1145 >** e-mail < [info@wise-pds.jp](mailto:info@wise-pds.jp) >

ワイズ公共データシステムより新しいサービスが始まります！

### 経審トレンド5

全国 18 万社の 5 期分経審データを比較！  
 地域のライバル会社との売上・経営状況比較！  
**詳細については近日公開！今しばらくお待ちください！**

Wisdom 資料請求(無償) Wisdom デモ CD 希望(無償)  
 送信先宛名変更(右欄に変更後の宛名をご記入ください)  
 今後「Wise FAXNET」送信不要  
 今後「Wise FAXNET」メール送信に変更希望

資料・デモをご希望の方は、下記にご連絡先をご記入下さい。ユーザー様で前回登録時と変更のない場合には、貴社名とご担当者名、TEL のみをご記入下さい。

貴社名	
ご担当者様	ご役職・部署名
TEL	FAX
今後メールでの送信をご希望される場合は下記にアドレスをご記入下さい。	
e-mail	

「Wise FAXNET」は経審対策 / 書類作成システム「Wisdom(ウィズダム)」ユーザー様に経審に関する最新情報、経審対策のワンポイントを紹介、月一回の発行となります。内容に関するお問い合わせ、バックナンバーの請求(99年2月号～)は弊社までご連絡下さい。弊社ホームページよりバックナンバーのダウンロードできます(10月号は10月31日より可能)。ログインIDは「1921」です。入力後、[ログイン]ボタンをクリックして下さい。 **ワイズホームページ** <http://www.wise.co.jp/>